

介護福祉士修学資金の 免除要件の緩和について

○介護福祉士修学資金の免除要件が緩和されました

【平成23年度までの免除要件】

養成施設等の卒業の日から1年以内に、群馬県内において介護等の業務に従事し、かつ、7年間引き続いて当該介護等の業務に従事した場合は、修学資金の返還の債務を免除。

※過疎地域での勤務又は養成施設入学時点で45歳以上で離職後2年の者は3年間で免除

追加

【緩和された免除要件】

- ①東日本大震災被災県（岩手、宮城、福島）で勤務した場合、免除の算定期間に含めることを可能とする。
- ②法人内での人事異動等により、本人の意思とは関係なく、県外での勤務となった場合も、免除の算定期間に含めることを可能とする。

※①、②ともに、平成24年4月1日以降の期間を算定期間に含める（平成24年3月以前の期間は含まれません）。

○皆様へのお願い

平成24年4月1日以降に、東日本大震災被災県で介護業務に従事した場合や、法人内での人事異動により群馬県外へ転出した場合も、免除の算定期間に含まれます。

そのような場合には速やかに次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 修学生就業先変更届（別記様式第21号）
- ② 在職期間証明書（別記様式第1号） ・ ・ ・ 以前の就業施設による記載